

■民事法判例研究 — 末川民事法研究会 加賀山 茂 ■

名義貸しによる割賦販売（個別信用購入あっせん）の効力と購入者の抗弁

最高裁判所第三小法廷 平成29年2月21日判決（破棄差戻し）

（平成19年（受）第2065号連帯保証債務履行請求事件 民集71巻2号99頁，判タ1437号70頁，判時2341号97頁，金商1520号20頁，金法2077号60頁）

第一審：旭川地方裁判所 平成26年3月28日判決，平成24年（ワ）第108号，平成24年（ワ）第127号，平成24年（ワ）第233号，平成24年（ワ）第234号，平成24年（ワ）第240号，平成24年（ワ）第245号，平成24年（ワ）第257号，平成24年（ワ）第269号，平成24年（ワ）第190号

原審：札幌高等裁判所 平成26年12月18日判決，平成26年（ネ）第204号，平成26年（ネ）第301号

本件は，個別信用購入あっせん（割賦販売法2条4項，第35条の3の2以下）において，購入者が名義上の購入者となることを承諾して，あっせん業者（クレジット会社）との間で立替払契約（個別信用購入あっせん関係受領契約）を締結した事案である。ただし，この契約は，販売業者（呉服販売店）の依頼に基づいて締結されたものであり，販売業者は，その際に，名義借りをする理由として，ローンを組めない高齢者等の人助けのためであること，および，あっせん業者に対して支払がされない事態が生じたときは，販売業者が確実にあっせん業者に支払う意思および能力があることを購入者に対して告知していた。本判決は，この告知は，割賦販売法35条の3の13第1項6号にいう「購入者…の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に当たるとして，購入者の請求棄却した原審判決を破棄し，原審に差し戻した。

この事件では，購入者の請求（立替払契約の取消し）を認容した第一審判決に対して，第二審である原審判決がこれを取り消し，最高裁がこれを破棄し原審に差し戻しているのであるが，この最高裁判決には，さらに，反対意見が付されている。このように，本件は，名義貸しの場合の個別信用購入あっせん（特に立替払契約）の効力に関して，裁判所ごとに異なる判断を下しており，どのような解釈を行うべきかが問われている興味深い事件である。

そこで，本研究においては，本件の事案に関連する従来判例，学説を参照しつつ，一方で，販売業者と購入者との間で行われた割賦購入契約における名義貸しという虚偽表示について購入者の真意はどこにあるのか，他方で，クレジット会社と販売業者との間で行われた「割賦販売なのに一括立替払いをする」という立替払契約にまつわる虚構（虚偽表示）について，クレジット会社の真意はどこにあるのかを詳しく検討する。その上で，個別信用購入あっせんの構造について，それが複数契約の結合なのか，唯一つの契約なのかについて民法学（第三者のためにする契約における抗弁の対抗）の観点から再検討を行い，民法の一般条項に頼るのではなく，民法の契約理論に基づく解決案を明らかにするとともに，個別信用購入あっせんにおける名義貸しのトラブルを未然に解決するための提言を行うことにする。

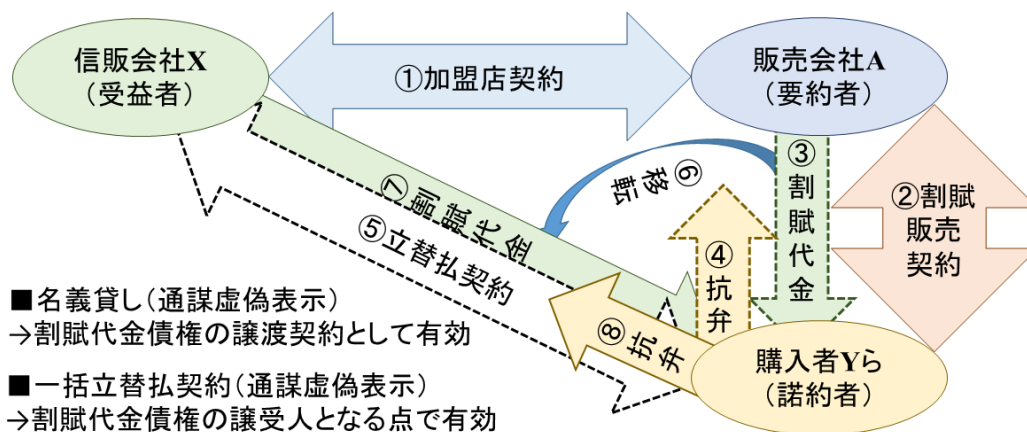
《事実の概要》

本件は、呉服販売店 A の代表者 B から名義貸しを頼まれて、多数の名義貸与者がクレジット会社（信販会社）との間でクレジット契約（個別信用購入あっせん）を締結した事例である。B は、これまで A 呉服店の購入者であった者に、布団を買いたいがローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、高齢者等との売買契約や商品の引き渡しは実在することを告げた上で、「支払いについては責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑を掛けない。」などと告げた。

呉服店 A は、クレジット代金を名義貸与者の口座に振り込む方法で負担をしていたが、平成 24 年 4 月に破産手続開始決定を受けた。

本件は、クレジット会社から名義貸与者が代金請求された事案であるが、契約が平成 21 年 8 月から同 23 年 11 月の間になされており、契約日が割賦販売法改正法（平成 20 年 6 月 18 日公布、平成 21 年 12 月 1 日施行）前のケースと改正法以後のケースがある。

最三判平29・2・21民集71巻2号99頁 事実関係の図式化



このような事実関係の下で、第 1 審である旭川地裁（裁判官 田口治美，立野みすず，檀上信介）は、平成 26 年 3 月 28 日、クレジット会社からの請求を棄却する以下のような判決を下した。

〈第一審判決〉請求棄却

第一審旭川地判平 26・3・28（金商 1513 号 32 頁）は、改正法後の名義貸しについて、販売業者から「支払負担は不要」との説明で契約した場合は、改正法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号に該当し、改正前の契約者には、同 30 条の 4 第 1 項（抗弁の対抗）で虚偽表示による無効を主張しており、そのことは信義則に反するものではない。

この判決は、控訴審によって覆されるが、最終的には最高裁によって全面的に肯定されるに至る。

これに反して、第二審である札幌高裁（裁判官 岡本岳，湯川浩昭，石川真紀子）は、平成 26 年 12 月 18 日，第一審判決を覆し，原告の請求を全面的に認める，以下のような趣旨の判決を下した（札幌高判平 26・12・18 判タ 1422 号 111 頁，金商 1513 号 26 頁）。

〈控訴審判決〉原判決取消し・請求認容

不実告知については，A 呉服店は，本件各立替払契約所定の立替金を負担していたのであり，立替金を負担する意思が全くないにもかかわらず立替金を負担する，との説明をしたということではできないから，「絶対に迷惑を掛けない。」などとの A の代表者 B の説明には不実告知はない。

改正法施行前契約については，売買契約は心裡留保，通謀虚偽表示により無効であるが，名義貸しをした被告らが同法 30 条の 4 に基づいて抗弁の接続を主張することは信義則に反し許されない。

そこで，Y が上告した。

《最高裁の判決要旨》

破棄・差戻し

〈法廷意見：裁判官 大橋正春，岡部喜代子，大谷剛彦，木内道祥の要旨〉

改正法により新設された割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項第 6 号は，あっせん業者が加盟店である販売業者に立替払契約の勧誘や申込書面等の取次等の媒介行為を行わせるなど，あっせん業者と販売業者との間に密接な関係があることに着目し，特に訪問販売においては，販売業者の不当な勧誘行為により購入者の契約締結に向けた意思表示に瑕疵が生じやすいことから，購入者保護を徹底させる趣旨で，訪問販売によって売買契約が締結された場合，締結された個別信用購入あっせんについては，消費者契約法 4 条及び 5 条の特例として，販売業者が立替払契約の締結について勧誘するに際し，契約締結の動機に関するものも含め，立替払契約又は売買契約に関する事項であって購入者の判断に影響を及ぼすことになる重要なものについて不実告知をした場合には，あっせん業者がこれを認識していたか否か，認識できたか否かを問わず，購入者は，あっせん業者との間の立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことができることを新たに認めたと解される。

そして，立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法によって締結されたものであったとしても，それが販売業者の依頼に基づくものであり，その依頼の際，契約締結を必要とする事情，契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無，契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など，契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には，これによって購入者に誤認が生じ，その結果，立替払契約が締結される可能性もあるといえる。このような経過で立替払契約が締結されたときは，購入者は販売業者に利用されたとも評価し得るのであり，購入者として保護に値しないとい

うことはできないから、割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号に掲げる事項につき不実告知があったとして立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことを認めても、同号の趣旨に反するものとはいえない。

上記事実関係によれば、本件販売業者は、改正後契約の締結について勧誘をするに際し、改正後契約に係る上告人らに対し、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、上記高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在することを告げた上で、「支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない。」などと告げているところ、その内容は、名義貸しを必要とする高齢者等がいること、上記高齢者等を購入者とする売買契約及び商品の引渡しがあること並びに上記高齢者等による支払がされない事態が生じた場合であっても本件販売業者において確実に改正後契約に係る上告人らの被上告人に対する支払金相当額を支払う意思及び能力があることといった、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無及びあつせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものということができるといえる。したがって、上記告知の内容は、契約締結の動機に関する重要な事項に当たるものといふべきである。

以上によれば、本件販売業者が改正後契約に係る上告人らに対してした上記告知の内容は、割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号にいう「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に当たるといふべきである。

このようにして、最高裁は、以上と異なる控訴審判決は破棄を免れないと判断し、改正法施行後契約については、Y らの誤認の有無、そして、改正法施行前契約については、売買契約の無効でもってあつせん業者に対抗することが信義則に違反するか否について更に審理を尽くさせるために原審に差し戻した（以下の反対意見がある）。

〈反対意見：裁判官 山崎敏充の要旨〉

名義貸しの場合、そもそも商品購入契約が架空のものであり、そのことを名義貸人が認識しているという点で、割賦販売法が保護の対象として予定する場合とは著しく状況が異なるので、そのような場合をも同法の保護の対象に含めるのは相当とは言い難い。名義を貸すのは明らかに不正の行為であり、いくら販売業者から懇請されたとしても、それが不正行為であることは常識的に理解できたはずである。告知の内容に誤認があってもなくても、それが不正な取引に該当することは変わらないから、誤認があったとして、意思表示の取消しを認めることはできない。

改正法施行前の事例で抗弁の接続については、名義貸人に対する支払請求が信義則の判断において、あつせん業者が販売業者の不正を認識しつつあえて立替払契約を締結したとか、行うべき調査を怠り不正を見逃したとかのあつせん業者に何らかの責められるべき点があるか否かが検討されるべきである。本件原審の判断は結論において是認することができるから、上告は棄却されるべきである。

《研究》

1. 個別信用購入あっせんに関する前提問題

本件は、個別信用購入あっせん（割賦販売法 2 条 4 項）に関して、販売業者が「ローンを組みない高齢者の人助けのために名義を貸してほしい、あっせん業者に対して支払がされない事態が生じたときは、販売業者が確実にあっせん業者に支払う」ことを多数の顧客に対して告知し、これに対して顧客がこれを了承したという「個別信用購入あっせんにおける名義貸し事件」である。

これらの契約後、しばらくの間は、販売業者が割賦代金相当額を購入者に振込み返済していたが、その後、平成 23 年 11 月 28 日に販売業者が支払停止に陥って倒産し、クレジット会社が購入者に残代金を一括請求したため、トラブルとなった事案である。

事件に巻き込まれた購入者は多数（本件の被告は 34 名）に及び、それぞれの契約の時期（平成 20 年 8 月から平成 23 年 11 月）も、平成 20 年の割賦販売法の改正（平成 20 年 6 月 18 日公布、平成 21 年 12 月 1 日施行）によって、第 35 条の 3 の 13（個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）が追加される前後に及んでおり、この条文を適用できる事例（改正法施行後契約）、および、この条文を適用できないとする事例（改正法施行前契約）とが混在している。

そこで、本件について議論する前に、個別信用購入あっせんとはどのような制度なのか、割賦販売法第 35 条の 3 の 13 によって取消しの対象とされている「個別信用購入あっせん関係受領契約」の意味および内容等について再確認するところから検討を始めることにする。

(1) 個別信用購入あっせんとは何か？

1) 名称の変遷とそれらの意味

「個別信用購入あっせん」は、平成 20 年の割賦販売法改正以前の旧割賦販売法においては、「個品割賦購入あっせん」と呼ばれていた。名称変更の理由は、割賦販売法の対象が指定商品だけでなく、指定権利、および、指定役務が追加されたため、「個品」ではなくなつたため、「個別」に変更された。また、2 か月以降に全額支払うという契約形態も含められたため、「割賦購入」ではなく「信用購入」という名称に変更された。

2) 契約の成立のプロセスと割賦購入契約の法的性質

個別信用購入あっせんは、まず、販売業者と購入者との間の契約交渉からスタートする。購入者は、一括払いの売買契約ではなく、信用購入（本件の事案を含めて、通常は分割返済）を希望し、販売業者もこれに同意する（割賦販売契約）。これがこの契約の前提である。

この前提としての割賦販売契約は、典型契約としての売買、すなわち、同時履行の原則に従う代金の一括弁済とは異なる契約であり、その法的性質は、売買代金の一括弁済に代

えて、分割返済へと変更する、準消費貸借契約（民法 588 条）の性質を有している。

本件に関するほとんどの判例評釈は、販売業者と購入者との間の契約は、割賦販売契約ではなく、売買契約であるとしている。しかし、もしも、この契約が本来の売買契約、すなわち、商品の引渡しと同時に代金全額を一括弁済する契約であり、かつ、クレジット会社と購入者との間の立替払契約もその全額一括払いの契約であるとするならば、そこには、一括弁済の売買契約とその立替払が存在するだけであって、割賦販売法の適用の前提を欠いていることになる。なぜなら、目的物の引渡しと代金支払いが同時履行の関係にある本来の売買契約には、割賦販売法の適用の余地はないからである（加賀山説）。

3) 三者間契約による販売業者融資（割賦代金債権の売買：ファクタリング）の 2 類型

次に、販売業者の事情、すなわち、割賦販売という、代金の同時履行でない場合の資金繰りの困難さを解消するために、代金回収を第三者に委ねるという方法が採用される（三者間取引）。この方法には、2つのタイプがある。

第 1 のタイプは、金融機関が割賦代金債権を買い取って販売業者に割賦販売代金相当額を融資する代わりに、販売業者を購入者の保証人とする制度であり、これをローン提携販売という（割賦販売法 2 条 2 項参照）。民法上は、販売業者が「債権売買の売主」として、民法 569 条 2 項の重い担保責任を負うという契約形態である。このタイプは、販売業者に保証人の責任を負わせるものであり、販売業者の負担が大きい。

第 2 のタイプは、クレジット会社が割賦代金債権を買い取って販売業者に割賦代金相当額を融資するが、その場合、販売業者を責任の重い保証人の地位から解放し、クレジット会社は、購入者の不払いに備えて目的物の所有権留保を取得するという制度が信販会社によって発案された。これを個品割賦購入あっせん（現行法では、個別信用購入あっせん）という（割賦販売法 2 条 4 項）。民法上は、販売業者が債権売買の売主として、民法 562 条 1 項の債権売主の軽い責任だけを負担するという契約形態である。

現在は、販売業者の負担が少ない第 2 のタイプ、すなわち、個別信用購入あっせんが主流となっており、クレジット販売とか、クレジットショッピング契約とか、立替払契約とか呼ばれている。これが、本件の個別信用あっせんの実態である。

(2) 個別信用購入あっせんにおける販売契約と立替払契約との関係

1) 販売業者と購入者との間の契約

個別信用購入あっせんに関する契約書には、販売業者と購入者との間では売買契約が締結されると書かれている。しかし、販売業者と購入者との間では、典型契約としての売買の合意（商品の引渡しと代金とが同時履行の関係にあるとの合意）はなされていない。購入者は、信用払い、すなわち、通常は分割による弁済を望んでおり、これが民法の典型契約としての売買ではなく、むしろ、割賦代金債権に関する準消費貸借契約としての性質を有していることは、先に述べた通りである。

2) クレジット会社と購入者との間の契約

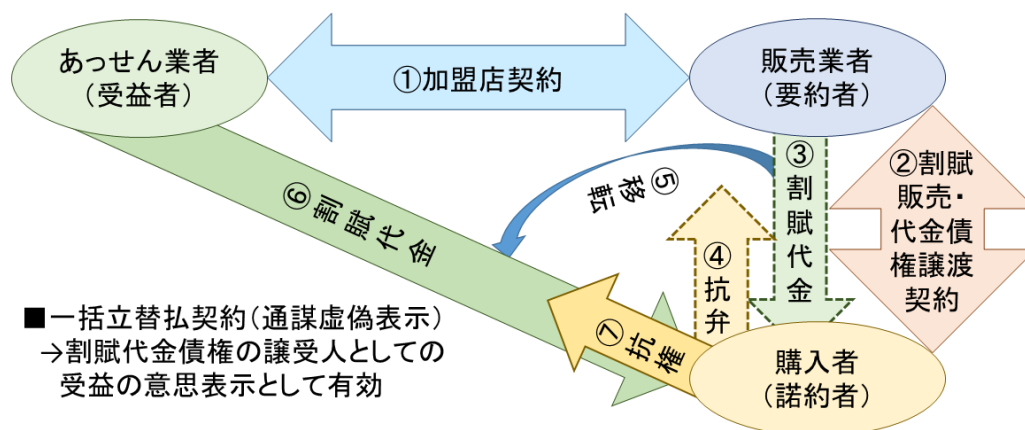
個別信用購入あっせんにおいては、クレジット会社と購入者との間の契約書には、購入者がクレジット会社に対して、「売買代金相当額を販売業者に一括して弁済することを依頼する」という内容が書かれている。

しかし、購入者は、割賦販売法の名称ともなっているように、代金の分割弁済しか望んでおらず、販売業者に一括弁済するように依頼する合理的な理由も意思も存在しない（一括弁済委託意思の不存在）。したがって、この売買代金を一括して立替払するという契約（法文上は、個別信用購入あっせん関係受領契約）は虚偽表示として無効である（民法 94 条）。

3) 立替払契約における当事者の真意

上記のように、立替払契約の意思が存在しないということになると、三者間の真の合理的な意思を探究しなければならない。そこで、契約当事者の真の意思を探究してみると、立替払契約とは、販売業者と購入者との間で締結された割賦販売契約を前提として、その割賦販売代金債権をクレジット会社に譲渡するという「第三者のためにする契約」に他ならないことに気づく。

第三者のためにする契約の活用による 立替払契約の再構成



言い換えると、個別信用購入あっせんに関する契約書に書かれているクレジット会社と購入者との間の立替払契約（個別信用購入あっせん関係受領契約）なるものは、実質的には存在しない（意思の不存在）。存在するのは、販売業者と購入者との間に存在する割賦販売契約とそれに基づいて、販売業者（要約者）の購入者（諾約者）に対して有する割賦代金債権をその相当額でクレジット会社に売却するという債権譲渡のための「第三者のためにする契約」のみである。それに対して、クレジット会社は、受益の意思表示をしているに過ぎないと解すべきことになる。

もっとも、最高裁は、このような契約の実態（先に述べたように、個別信用購入あっせんにおいては、販売業者と購入者との間の割賦販売契約を前提とした、割賦代金相当額の債権をクレジット会社に譲渡するという「第三者のためにする契約」のみが存在し、一括立替払という割賦販売と矛盾する意思表示は、実は、クレジット会社の受益の意思表示の意味を有するだけである）を無視し、たとえ、販売業者と購入者との間の割賦販売契約が公序良俗に違反する場合でさえ、クレジット会社と購入者との間の立替払契約は有効であるとす、以下のような判断を下している（最三判平 23・10・25 民集 65 卷 7 号 3114 頁）。このような最高裁の暴論を克服することこそが、法学者に与えられた使命であろう。

最三判平 23・10・25 民集 65 卷 7 号 3114 頁

個品割賦購入あっせん〔現行法の個別信用購入あっせん〕において、購入者と販売業者との間の売買契約が公序良俗に反し無効とされる場合であっても、販売業者とあっせん業者との関係、販売業者の立替払契約締結手続への関与の内容および程度、販売業者の公序良俗に反する行為についてのあっせん業者の認識の有無および程度等に照らし、販売業者による公序良俗に反する行為の結果をあっせん業者に帰せしめ、売買契約と一体的に立替払契約についてもその効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、売買契約と別個の契約である購入者とあっせん業者との間の立替払契約が無効となる余地はない。

2. 個別信用購入あっせんにおける購入者の名義貸しの法的性質

これまでの検討を通じて、個別信用購入あっせんの構造を一つの契約、すなわち、販売業者と購入者間の第三者のためにする割賦代金債権の譲渡契約と一つの契約として扱うことが可能となった。そして、そのように考えるならば、購入者のクレジット会社に対する抗弁の対抗問題も、次々と改正される割賦販売法の条項に振り回されることなく、民法 539 条の適用によって容易に解決できることが明らかとなる。

しかし、第三者のためにする契約自体が心裡留保（民法 93 条）とか虚偽表示（民法 94 条）によって無効となったり、詐欺（民法 96 条）の取消しを通じて無効となったりした場合、しかも、その無効の効果が、善意の第三者に対抗できないという事態が生じた場合には、解決すべき複雑な問題が残されることになる。

この問題を生じさせているのが、本件における「個別信用購入あっせんにおける名義貸し」の問題である。

そこで、以下では、名義貸しが個別信用購入あっせんに及ぼす影響について、検討する。

(1) 名義貸しの意味と本件の特色

クレジット契約における名義貸しとは、この問題に関する先行研究によれば、「クレジット取引の不正利用の一種で、…様々な態様のものが考えられるが、その典型例は、資金繰りの苦しくなった販売業者が、あっせん業者からの金融を得る目的で、購入者に対し、『絶対に迷惑はかけないので、名義を貸してほしい』等と依頼し、承諾を得るというものであ

る」[北川・名義貸し人の責任（1994） 99 頁]とされている。

本件の名義貸しは、「本件の名義貸しもこのような典型例の一つといえるが、本件においては、販売業者が、顧客に対して名義貸しを依頼するに当たり、ローンを組みない高齢者等の人助けのための契約締結であり、高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在する旨の告知をしているところが特徴的といえる。」[大森・本件判批（2018/3） 79-82 頁]とされている。

(2) 名義貸しをする購入者の真意と評価

名義貸し人の責任については、先行研究によれば、「名義貸人は、名義貸しという不正な取引に加担しているという意味では加害者的な立場にあるといえるが、他方で、販売業者の詐欺的言動によって不正な取引に利用されたという意味では被害者的な立場にあるともいえることから、こうした名義貸人と加盟店契約〔本件では平成 16 年 4 月にクレジット会社 X と販売業者 A との間で締結されている〕を通じて販売業者と継続的な取引関係にあるあっせん業者との利害調整をどのように図るかが問題となる。」[寺尾・名義貸人の責任（1993） 506 頁]とされている。

購入者は、販売業者による「ローンを組みない高齢者等の人助け」と「わずかなお礼」という甘い勧誘にはまって、不正な取引である名義貸しに加担したことは事実である（この点の解釈については、[岡田・本件判批（2018/2） 105 頁]参照）。しかし、その真意は、ローンを組みない高齢者のために「名義」という「信用」を貸すだけであり、「商品は実質的な購入者である高齢者が受け取り、割賦購入代金の支払いは、商品を受け取った高齢者と販売業者の責任で行われるべきであるが、名義貸しを了承した以上、クレジット会社への支払いは、高齢者を通じて販売業者が受け取った金銭によって、名義貸しをした本人がせざるを得ない」というものであろう。

これは、信用に欠ける債務者のために、債務者から「支払いは、債務者自身で責任をもって行うので、絶対に迷惑を掛けない」といわれて、保証人になる人々の意識と大差ないと思われる。

名義貸しとか、保証契約とかで問題となる重い責任を生じる危険性のある「信用貸し」は、本来的には、無償で行われるべきではなく、有償の保険契約によってリスクの分散が図られるべきである。つまり、クレジット会社は、個別信用購入あっせんのシステムを構築する際に、加盟店に対する事前審査、および、事後の加盟店に対する厳格な監督とともに、予期せぬ事故が生じることを想定して、加盟店契約の費用の中に保険料を組み込むことによって問題を解消すべきである。特に、加盟店が起こした不正行為による損害については、その責任を購入者に転嫁してはならない。

名義貸し人とか、保証人とかの責任は、本来は、有償の保険契約によってリスクを解消すべきであり、このように考えると、「第三者のためにする契約」によって生じる諾約者の要約者に対する「諾約者には絶対に迷惑を掛けない」という約束は、常に、受益者に対し

て対抗できる（民法 539 条）と考えることによって、販売店の不祥事を顧客に転嫁することを防止することができることになる（もっとも、加盟店契約に組み込まれる保険料は、割賦販売代金に組み込まれ、回り回って顧客も負担することになるのであるが、それが、保険の妙味であり、保険料を安くするための事業者間の競争が、加盟店の選定および審査の厳格化のインセンティブとなっていくのである）。

(3) 名義貸しに関する本判決の特色と位置づけ

個別信用購入あっせんをめぐる名義貸しの紛争については、加盟店によって顧客の名義が冒用された類型と本件事案のように顧客によって名義貸しが了承された類型がある。

後者の紛争類型の場合に、割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項に基づき立替払契約の取消しができるかどうかについては、これまで先例となる公表裁判例はなかった。そして、最高裁判決が原審と異なる結論に至った理由については、以下の点で新たな解釈論を展開したからであると考えられている[千葉・本件判批（2017/5）40 頁]。

①本判決は、顧客が名義貸しを承諾した場合であっても、立替払契約の締結に際して販売業者からの依頼に基づいて名義貸しを行い、その依頼の際に、契約締結の動機に関する重要な事項（契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うリスクの有無、クレジット会社に実質的に損害が生じる可能性の有無等）について販売業者が不実告知をしたときには、本条 1 項の制度趣旨に照らして立替払契約を取り消すことができると解している。

②本判決は、改正前契約についても、販売業者による不実告知内容により顧客が名義貸しに応じた動機やその経緯を前提にした場合、民法 93 条ただし書ないしは同法 94 条 1 項に基づき売買契約が無効であることをもって立替金等の請求に対抗することが信義則に反し許されるか検討するべきであるとし、顧客によって名義貸しがあった事案についても抗弁接続規定の適用の余地があると解している。

このように、本判決は上記の 2 点について最高裁として初めて解釈指針を示しており、この点で本判決の先例としての意義があると考えられている[千葉・本件判批(2017/5)41-42 頁]。

なお、個別信用購入あっせんにおける名義貸し事件において、名義貸人が支払拒絶の抗弁権を行使するのは信義則に反するとして名義貸し人の責任を認める判決が多い（福岡高判平元・12・25NBL489 号 54 頁，東京地判平 5.11.26 金法 1392 号 48 頁，東京地判平 6・1・31 判タ 851 号 254 頁 257 頁，静岡地判平 11・12・24 金法 1579 号 59 頁など。なお、平成 20 年以降の裁判例については、[城内・本件判批（2017/9）111-112 頁]参照）。

しかし、例外的に、名義貸人の抗弁の主張が信義則に反しないとされた事例には、以下の判決例がある。

第 1 は、販売会社の不正行為が重大であり、その詐欺的手口によって購入者が名義貸しを行った場合である。その例として、長崎地判平 1・6・30 判時 1325 号 128 頁は、以下の

ように述べて、名義貸し人の抗弁の主張が信義則に反しないとしている。

長崎地判平 1・6・30 判時 1325 号 128 頁

本件においては、訴外販売会社が虚偽の売買契約を積極的に作出したのであり、控訴人の関与の程度は詐欺的言動によって控訴人名義の使用を余儀なく承諾し、電話確認に応答したものであり、消極的なものということができ、被控訴人が訴外販売会社からの連絡で連帯保証人欄の母親には意図的に連帯保証の意思確認はしないなどの事情に照らせば、控訴人が、虚偽表示の主張を被控訴人に対して主張することが信義則に反するとはいえない。

第 2 は、信販会社に過失がある場合に、名義貸し人の抗弁の主張を信義則に反しないとしている場合である。その例として、福岡地判平 20・9・19 消費者法ニュース 79 号 324 頁は、クレジット会社が営業実績を上げるために、被告に対する与信審査をおざなりにし、安易に与信を決定したなどとして、特定商取引法に関する法律 9 条 1 項に基づく解除を認めて、信販会社の請求を棄却している。

この点について、本件の第一審判決は、Y らのうち 28 名につき、A が Y らに代わって電話を受けて回答したか、A が同席して監視する中で Y らが電話を受け、A の指示どおりの回答をせざるを得ない状況にあったことを認定している[城内・本件判批 (2017/9) 109, 115 頁]というのであるから、差し戻し審において、Y らの主張が信義則に反するとはいえないとの判断が示される蓋然性が高いと思われる。

3. 結論

(1) 最高裁判決（多数意見）に関する評価

本判決が、割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号の解釈に際して、販売会社の購入者に対する告知の内容（名義上の購入者となる者を必要とする高齢者等がいること、高齢者等との間の売買契約および商品の引渡しがあること、ならびに、高齢者等による支払がされない事態が生じた場合であっても上記販売業者において確実に上記購入者の上記あっせん業者に対する支払金相当額を支払う意思および能力があること）が「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に当たるとしたことは、是認されるべきである。

しかし、「上記告知の内容についての改正後契約に係る上告人らの誤認の有無及び改正前契約に係る上告人らが名義貸しに応じた動機やその経緯を前提にしてもなお改正前契約に係る売買契約の無効をもって被上告人に対抗することが信義則に反するか否か等につき更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする」というのであれば、結局、民法の信義則の適用の問題に帰着することになる。

結論の判断を割賦販売法ではなく、民法に委ねるのであれば、民法の一般条項に頼る前に、民法の総則、債権総論、契約総論、契約各論の規定の適用を考えるべきであろう。

(2) 個別信用購入あっせんの法的性質

個別信用購入あっせんの法的性質については、第 1 に、以下のような割賦販売の契約形

態の発展の歴史（販売業者の負担の軽減の歴史）を考慮しなければならない。

1. **自社割賦販売**…販売業者による購入者への信用供与（準消費貸借）。代金回収は、販売業者の負担。
2. **ローン提携販売**…割賦代金債権に関する金融機関による割賦販売業者への信用供与、および、販売業者の保証人としての責任（債権売主としての厳格な担保責任（民法 569 条 2 項）の負担）。代金回収は原則として金融機関が負担するが、購入者が任意に支払いをしない場合は、販売業者が肩代わり責任を負う。
3. **個品割賦購入あっせん（個別信用購入あっせん）**…割賦代金債権に関するクレジット会社による販売業者による信用供与、および、販売業者の保証人としての地位からの解放、すなわち、債権売主の厳格な担保責任からの解放による通常の担保責任（民法 569 条 1 項）への責任軽減。代金回収は、所有権留保を得てクレジット会社が負担し、販売業者は、民法 569 条 1 項にしたがって、契約時の問題についてのみ責任を負う。

第 2 に、販売業者と購入者間の契約については、本来の売買契約ではなく、割賦販売契約であると考えなければならない。この契約を本来の売買契約であると考え、次に、その代金債権の一括立替払いとをもって個別信用購入あっせんの全体像を思い描くならば、そこには、割賦販売法の適用の余地のない、単なる民法上の売買契約が存在するに過ぎないからである。

第 3 に、立替払契約は、割賦販売によってすでに販売業者から信用の供与を受けている購入者に対する信用供与ではなく、代金の一括弁済を受けることができないでいる販売業者に対する信用供与であることを確認する必要がある。つまり、代金の一括立替払というクレジット会社と購入者との間の立替払契約は、割賦販売法の原則にも違背し、購入者の合理的な意思にも反する虚構に過ぎず、通謀虚偽表示（民法 94 条）として無効である（立替払契約の無効）。その代わりに、販売業者の有する割賦代金債権をクレジット会社に有償で譲渡し、それによって販売会社が代金の一括弁済を受け、その見返りに、販売業者が、保証人の地位から解放され、単に債権売主の軽い担保責任（民法 569 条 1 項）のみを負うという契約であると考えらるべきである（立替払契約の組み換え理論）。

第 4 に、以上のように組み替えられた立替払契約（割賦代金債権の譲渡契約）の契約主体は、クレジット会社と購入者との間の虚構の契約ではなく、割賦販売契約と同時に販売業者との間で締結される「第三者のためにする契約」として再構成されるべきである。

すなわち、販売業者を要約者、購入者を割賦代金債権の譲渡の諾約者、クレジット会社を受益者とする、割賦代金債権の譲渡に関する「第三者のためにする契約」として再構成すべきである。

このように考えることによって、個別信用購入あっせんに関する民事責任の問題は、割賦販売法に頼ることも、信義則の規定に頼ることもなく、民法の個別規定である民法 537 条~539 条の規定（第三者のためにする契約）、および、民法 579 条（債権売主の担保責任）の規定のみによって、すべてを解決することが可能となる（加賀山説）。

このように、個別信用購入あっせんの民事責任の問題を、特別法である割賦販売法と、民法の個別規定を無視して、いきなり民法の一般条項（民法1条2項）に頼るという奇妙な組み合わせ、すなわち、民法の個別規定の適用を吹っ飛ばすという法の適用の一般原則を無視した解決を行うのではなく、民事責任の根本規範である民法の個別規定に基づいて、問題の解決を行うべきである。

このような解決の方法論を踏まえた上で、本件において生じている「名義貸し」という難問について、考察すべきである。

(3) 名義貸し（虚偽表示）がクレジット会社との関係でも無効である場合

名義貸しが販売業者と購入者との間の虚偽表示であることを認めつつも、クレジット会社が「善意の第三者」ではないことが認められると、販売業者と購入者との間の契約が無効であることを信販会社に対抗できることになる（民法94条2項の反対解釈）。

このように、クレジット会社が、名義貸し（虚偽表示）について、善意の第三者とは認められない場合には、購入者は基本となる割賦販売契約が無効であることを抗弁としてクレジット会社の支払請求を拒絶できるばかりでなく（民法468条、または、民法539条）、すでにクレジット会社に割賦代金の一部を弁済している場合には、不当利得に基づいてその返還を請求することも可能となる（民法703条、704条）。

もっとも、この点については、以下のような理論的な問題点の指摘が存在する（[千葉・本件判批（2017/5）44頁]、および、その（注8）参照）。

しかし、売買契約と立替払契約が異なる契約主体間の別の契約であるのであれば、販売業者等による不実告知や過量販売を原因として立替払契約の取消しを認めただけでは、顧客のクレジット会社に対する既払金の返還請求権の発生を基礎付けることはできない。クレジット会社は既に販売業者に対して顧客の売買代金相当額を立替払いしており、クレジット会社は利得がないとする抗弁が可能であり、かえって、クレジット会社は顧客に代わって販売業者への代金債務を弁済していることから、顧客が免責された価値について返還を請求できるはずである。

つまり、立替払契約自体の取消しを認めただけでは、③の効果〔顧客によるクレジット会社に対する既払金の返還請求〕を説明することはできないことになる。

この点については、本件に関して、上記の[千葉・本件判批（2017/5）38-45頁]後に公表された判例評釈において、この問題を取り上げて検討しているものは皆無である。おそらく、この鋭い理論的指摘にまともに応えることができないからであろう。

しかし、筆者のように、売買契約（正確には割賦販売契約）と立替払契約を一つの契約（要約者を販売業者、諾約者を購入者、受益者をクレジット会社として、要約者の割賦代金債権を受益者に譲渡するという第三者のためにする契約）として考える場合には、以上のような反論に対しても、理論的な解答を用意することができる。

なぜなら、立替払契約とはそもそも虚構であって、無効なのであるから、購入者は、クレジット会社に対して不当利得の返還を請求できる。さらに、クレジット会社は、販売事

業者に対して保証人としての責任を免責しているのであるから、立替払金の返還を請求することもできない。ただし、民法 579 条 1 項に基づいて、第三者のためにする契約の締結時における問題である名義貸しについては、例外的に、クレジット会社は、販売業者に対して、立替金の返還請求をすることができる。

さて、議論を元に戻すことにして、クレジット会社の加盟店である販売業者の主導によって購入者による名義貸しが行われた場合（虚偽表示）について、クレジット会社が「善意の第三者」と認められなくなる理由は、以下の二つである。

第 1 は、個別信用購入あっせんにおいては、販売業者とクレジット会社を別主体とみることは許されないとする考え方である。

その理由は、加盟店契約を通じてクレジット会社と販売業者とは、密接な関係にあり、クレジット会社が、選任・監督に責任を負うべき加盟店の名義借りという不正行為について、自らの責任を棚に上げ、購入者に責任を転嫁することは信義則に反して許されないからである。

第 2 は、個別信用購入あっせんにおいては、クレジット会社と販売業者との間に加盟店契約があるとしても、クレジット会社と販売業者は、別個独立の行為主体であることを認めつつも、立替払契約（個別信用購入あっせん関係受領契約）の締結においては、販売業者が代理人として、少なくとも表見代理人として行為していると思われる（もっとも、クレジット会社の主張によれば、販売業者は、クレジット会社に代わって立替払契約の申込みを受けるだけであって、代理権まで与えているわけではないとされている。しかし、表見代理が成立する可能性は否定できないように思われる）。販売業者が代理人、または、表見代理人だとすると、本人であるクレジット会社が善意か悪意かについては、民法 101 条に基づいて、民法販売業者が善意か悪意かで判断されることになる。

その場合には、名義貸しにおいては、販売業者は、必ず悪意であるため、クレジット会社は、民法 101 条にしたがって、善意であることを主張することができなくなる。その結果、購入者は、名義貸しという虚偽表示の無効をもって、信販会社に対抗することができる。

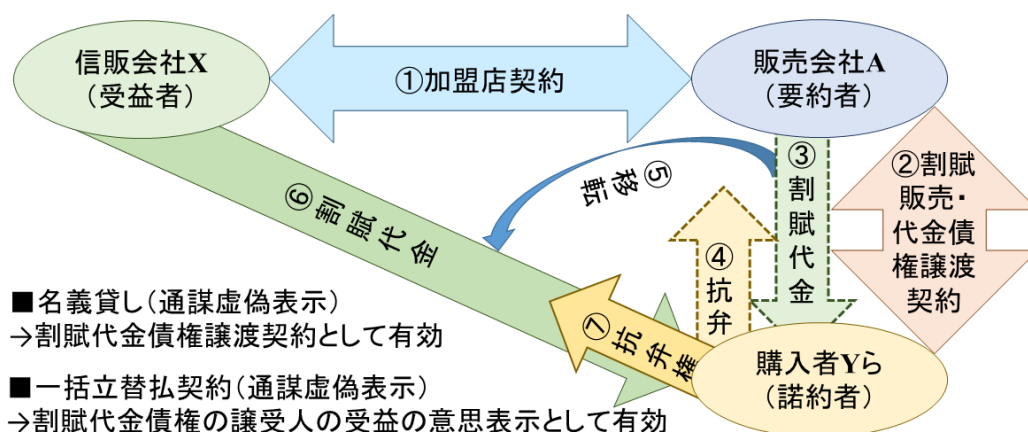
信販会社が悪意の場合（信販会社の従業員の勧めで第三者のために名義貸しをした事案）については、すでに、福岡高判平成 1・11・9 判時 2247 号 55 頁が、名義貸与者には立替払契約を締結する意思があったから、民法 93 条をそのまま適用することはできないが、信販会社は、名義貸しの事実を知らず立替払契約を本来の目的に反して締結したものであり、民法 93 条ただし書の規定を類推して契約を無効としている。

(4) 名義貸し（虚偽表示）がクレジット会社との関係で有効である場合

以上の結果は、クレジット会社と販売業者との一体性が否定された場合、および、立替払契約（個別信用購入あっせん関係受領契約）の締結について、販売業者がクレジット会社の代理人、または、表見代理人であることが否定された場合には、導くことができない。

その場合には、購入者は名義貸しが無効であることを否定できず、個別信用購入あっせんが有効であることを認めざるを得ない。

最三判平29・2・21民集71巻2号99頁 事実関係の新たな視点による図式化



しかし、先に述べたように、割賦販売の一種である個別信用購入あっせんにおける割賦販売代金の一括立替払契約も、虚偽表示であるという点では、名義貸しが虚偽表示であると同様であり、善意の購入者には対抗できない。その結果は、すでに述べたように、立替払い契約は、消費者のために行われているものではなく、自社割賦販売では資金繰りが困難になる販売業者のための信用供与であって、その実体は、割賦販売を前提として、販売業者が購入者に対して有している割賦販売代金債権をクレジット会社が買い受けるという、債務者（諾約者）を購入者、債権譲渡人（要約者）を割賦販売業者、債権譲受人（受益者）をクレジット会社とする、販売業者と購入者との間で行われる第三者のためとする債権譲渡契約として有効となるということの意味する。

したがって、本件の個別信用購入あっせんにおける名義貸しにおいては、購入者は、販売業者に対する抗弁（商品の引渡しがないことによる履行拒絶の抗弁）をもってクレジット会社に対抗できることになる。

4. 今後の課題

最後に、クレジット契約による名義貸しを未然防止するためには、どうすればよいかについて、補足的な検討を行う。

(1) クレジット会社の責任

問題は、加盟店が名義借りをすれば、利益を得ることができるというシステムの欠陥から生じている。

歴史的には、クレジット契約は、①自社割賦販売から出発し、販売業者の負担（商品販

売代金を即座に回収できないことによる資金繰りの困難さ)を軽くする方向で、②ローン提携販売へと進化し、販売店は割賦代金相当額の融資を受けることができるようになる。ただし、この段階では、購入者への責任転嫁はなされることがなかった。なぜなら、販売業者は、割賦代金の全額融資を受ける代わりに、購入者の保証人としての負担を負う(民法569条2項の債権売主の厳格責任)こととなり、金融機関は、販売業者だけに対して責任を追及したからである(割賦販売において一括払いをすれば、リスクが生じることを金融機関は百も承知していた。だからこそ、金融機関は販売業者を保証人とし、責任の分散を図っていたのである)。ところが、販売業者の重い負担を軽減するという流れに歯止めがかかることはなかった。その行きついた先である③クレジット販売においては、販売店は保証人の負担をも免れることになり、ついには、販売店への融資の回収に際して生じるリスクは、販売店の不正行為の場合でさえ、購入者に負担させられることになったのである。

原点としての①自社割賦販売においては、購入者は、販売業者に対するすべての抗弁をもって販売業者に対抗することができた。それなのに、割賦販売の進化系としての③クレジット契約においては、販売店の不正行為を購入者が負担するという、重大な責任転嫁が生じている点に着目すべきである(モノを見る目は、原点を尊重し、そこからの逸脱の経緯に注がれるべきである)。

システムの発展は必要であるが、常に原点に立ち返って改善を行う必要がある。販売業者の負担の軽減はそれなりに必要であったとしても、割賦販売の本質である分割払いを一括弁済へと逸脱させ、その際のリスクを顧客へと転化するような欠陥システムを開発したクレジット会社の責任を軽視すべきではない。特に、販売業者の不祥事の責任を購入者へと転嫁することを許してはならない。問題の根本的な解決のためには、加盟店が不正行為した場合に、加盟店が利益を得ることができないようなシステムをクレジット会社に作り直させる必要がある。そのためには、クレジット契約というシステムを発案し、運用しているクレジット会社に対して、そのシステム責任を追及すべきである。

具体的には、先に述べたように、割賦販売の歴史に鑑み、加盟店の不正行為については、加盟店とクレジット会社に責任を負わせるべきである。なぜなら、信用供与をした場合、加盟店が不正行為を行った場合のリスクを購入者に転化すべきではないからである。

そのようにして、クレジット会社に加盟店への融資に関して責任を課すならば、クレジット会社が、システムそのものやシステムの運用を改善すること、例えば、加盟店契約を行う際の審査を厳格にすること、並びに、購入者に対する確認の電話の際に、加盟店の不正に対する告発を容易にする制度の創設など、クレジット会社の損害発生を未然に防止するための改革を促進することが可能となるであろう。

(2) 未然防止システム実現後の名義貸し人の責任

クレジット会社の責任を認めて、上記のようなシステムの改善がなされた状況を前提とするが、個別信用購入あっせんに関して生じた損害をすべてクレジット会社に負担させる

べきかどうかについては、さらに検討の余地がある。

クレジット会社が責任を負うことを奇貨として、クレジット会社の厳しい審査と監督とを潜り抜けた販売業者が、あえて不正行為（名義借り）を行い、それに購入者が故意または過失によって加担した場合には、クレジット会社が、販売業者、および、購入者に対して、その寄与部分に限定して（過失相殺の類推）、共同不法行為に基づいて損害賠償請求を行うことを認めるべきである。購入者といえども、消費者の名において不正に加担することが許されるべきではないからである。

ローンが組めない高齢者に対して信用を貸すという行為は、一見、他者への貢献のように見え、社会的に意義のある行為に見えるかもしれない。しかし、この行為は、個人の正確な信用で運用されるべき金融システムを妨害するものであり、むしろ信用のない人を借金地獄へと導くおそれのある危険な行為であることを自覚すべきである。「誰にも迷惑をかけない軽微な（形式的な）違法行為」[城内・本件判批（2017/9）118頁]として済まされるべきではなかろう。しかも、名義貸しを通じて他人の信用を肩代わりすることは、必然的に、他人の保証人としての責任を負うことになることを自覚すべきである。

5. 参考文献（筆者 50 音順）

[池本・本件判批（2017/10）74-77頁]

池本誠司「クレジット名義貸し最高裁判決における反対意見の検討—最高裁平 29 年 2 月 21 日判決の理論的根拠—」消費者法ニュース 113 号（2017/10/31）74-77 頁

[池本・本件判批（2018/1）77-80 頁]

池本誠司「クレジット名義貸し最高裁判決における反対意見の検討—最高裁平 29 年 2 月 21 日判決の理論的根拠—」消費者法ニュース 114 号（2018/1/31）77-80 頁

[大森・本件判批（2018/3）79-82 頁]

大森直哉「個別信用購入あっせんにおいて、購入者が名義上の購入者となることを承諾してあっせん業者との間で立替払契約を締結した場合に、販売業者が上記購入者に対してした告知の内容が、割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号にいう『購入者の判断に影響を及ぼすことになる重要なもの』に該当するとされた事例」ジュリ 1516 号（2018/3）79-82 頁

[岡田・本件判批（2018/2）89-107 頁]

岡田愛「加盟店である販売業者のなした説明が割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項の不実告知に該当するか争われた事例(最三判平成 29 年 2 月 21 日建て夏季請求事件裁時 1670 号 1 頁, 金商 1513 号 16 頁)」京女法学 12 号（2018/2）89-107 頁

[加賀山・割賦販売の基本ユニット（2009/1）]

加賀山茂「クレジット契約の典型契約としての位置づけ—クレジット契約を「割賦販売の基本ユニット」（売買と準消費貸借の結合）の展開過程として位置づける」国民生活研究 48 巻 3 号（2009/1）27-43 頁

[加賀山・立替払契約の第三者のためにする契約による再構成（2015/12）1-12 頁]

加賀山茂「『第三者のためにする契約』の活用による立替払い契約の購入者の保護」明治学院

- 大学法科大学院ローレビュー第 23 号 (2015/12) 1-12 頁
- [城内・本件判批 (2017/9) 109-118 頁]
- 城内明「判例研究 個別信用購入あっせんにおける名義貸し(最判平 29・2・21)」現代消費者法 36 号 (2017/9) 109-118 頁
- [北川・名義貸し人の責任 (1994) 99 頁]
- 北川清「個別割賦購入あっせん契約における名義貸人の責任」後藤勇=山口和男編『民事判例実務研究』〔第 8 巻〕判例タイムズ社 (1994/4) 99 頁以下
- [経産省・割賦販売法 (2008) 220 頁]
- 経済産業省訟務情報政策局取引信用課編『割賦販売法の解説』〔平成 20 年版〕220 頁
- [栗原・本件判批 (2018) 95-103 頁]
- 栗原由紀子「個別信用購入あっせんにおける名義貸しと割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項」青森法政論叢 (2018) 95-103 頁
- [後藤・本件判批 (2018/7) 147-166 頁]
- 後藤巻則「」判時 2368 号〔判例評論 713 号〕(2018/7/1) 147-166 頁
- [金・本件第一審判決判批 (2015/1) 113-117 頁]
- 金昌宏「個別クレジット名義貸し事例における新たな判断枠組み—旭川地裁平成 26 年 3 月 28 日判決の意義—」消費者法ニュース 102 号 (2015・1・31) 113-117 頁
- [金・本件上告受理の経緯 (2017/4) 124-127 頁]
- 金昌宏「旭川名義貸し訴訟 最高裁弁論へ」消費者法ニュース 111 号 (2017・4・30) 124-127 頁
- [佐藤=小池・改正割賦販売法の実体規定 (1985/5) 11-19 頁]
- 佐藤歳二=小池裕「改正割賦販売法の民事実体規定について」判タ 549 号 (1985/5) 11-19 頁
- [清水巖・消費者の抗弁権 (1985) 260-292 頁]
- 清水巖「クレジット契約と消費者の抗弁権」遠藤=林=水本編『現代契約法体系』〔第 4 巻〕有斐閣 (1985/1/20) 260-292 頁
- [新堂・本件判批 (2018/4) 67-68 頁]
- 新堂明子「名義貸しと割賦販売上の不実告知取消し」ジュリスト 2018 年 4 月臨時増刊号〔平成 29 年度重要判例解説〕67-68 頁
- [滝沢・本件判批 (2018/10) 111-114 頁]
- 滝沢昌彦「名義貸しの依頼の際の告知が、割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号に該当するとされた事例」新・判例解説 Watch23 号 (2018/10/25) 111-114 頁
- [田中・抗弁の接続 (1985/3) 20-23 頁]
- 田中秀明「割賦販売法改正と抗弁権の接続」金法 1083 号 (1985/3) 20-23 頁
- [千葉・本件判批 (2017/5) 38-45 頁]
- 千葉恵美子「個別信用購入あっせんと名義貸し—最三小判平 29・2・21 の意義と影響」金法 20666 号 (2017/5) 38-45 頁

[堤・本件判批（2018/7） 289-302 頁]

堤健智「個別信用購入あっせんにおける名義貸し—最高裁判所第3小法廷平成29年2月21日判決（平成27年（受）第659号，立替金等請求本訴，不当利得返還請求反訴事件）最高裁判所民事判例集71巻2号99頁—都法59巻1号289-302頁

[寺尾・名義貸人の責任（1993） 506-515 頁]

寺尾洋「名義貸人の責任」塩崎勤編『裁判実務体系22 金融信用供与取引訴訟法』青林書院（1993）506-515頁塩崎勤編『裁判実務体系22 金融信用供与取引訴訟法』青林書院（1993）506-515頁

[平田・本件判批（2017/7） 135-139 頁]

平田元秀「クレジット名義貸し最高裁判決の意義と射程」消費者法ニュース112号（2017/7/31）135-139頁

[丸山・本件判批（2018/2） 38-41 頁]

丸山絵美子「個別信用購入あっせんにおける名義貸しと販売業者による『購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの』の不実告知」私法リマークス56号（2018/2/25）38-41頁

[宮下・本件第二審判決判批（2017/2） 42-45 頁]

宮下修一「クレジットの名義貸しをした顧客からの不実告知を理由とする立替払契約の取消しの可否」私法リマークス54号（2017/2/25）42-45頁

（かがやま・しげる 吉備国際大学大学院（通信制）特任教授）

《参考資料》

1. 参照条文（割賦販売法）

第 35 条の 3 の 13（個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

①購入者又は役務の提供を受ける者は、個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者が訪問販売に係る個別信用購入あっせん関係**販売契約**若しくは個別信用購入あっせん関係**役務提供契約**に係る**個別信用購入あっせん関係受領契約**又は電話勧誘販売に係る個別信用購入あっせん関係**販売契約**若しくは個別信用購入あっせん関係**役務提供契約**に係る**個別信用購入あっせん関係受領契約**の締結について勧誘をするに際し、次に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は第一号から第五号までに掲げる事項につき故意に事実を告げない行為をしたことにより当該事実が存在しないとの誤認をし、これらによって当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、**これを取り消すことができる。**

一 購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額

二 個別信用購入あっせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして特定商取引に関する法律第六条第一項第一号又は第二十一条第一項第一号に規定する主務省令で定める事項のうち、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

五 個別信用購入あっせん関係受領契約若しくは個別信用購入あっせん関係販売契約若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供契約の申込みの撤回又は個別信用購入あっせん関係受領契約若しくは個別信用購入あっせん関係販売契約若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供契約の解除に関する事項（第三十五条の三の十第一項から第三項まで、第五項から第七項まで及び第九項から第十四項までの規定に関する事項を含む。）

六 前各号に掲げるもののほか、当該個別信用購入あっせん関係受領契約又は当該個別信用購入あっせん関係**販売契約**若しくは当該個別信用購入あっせん関係**役務提供契約**に関する**事項であって、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの**

②購入者又は役務の提供を受ける者が前項の規定により個別信用購入あっせん関係販売契約又は個別信用購入あっせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消し、かつ、当該個別信用購入あっせん関係販売契約又は当該個別信用購入あっせん関係役務提供契約が取消しその他の事由により初めから無効である場合には、当該個別信用購入あっせん業者は、当該購入者又は当該役務の提供を受ける

者に対し、個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者に対して交付をした商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の支払を請求することができない。

③前項の場合において、個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者は、個別信用購入あっせん業者に対し、当該交付を受けた商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。

④第二項の場合において、購入者又は役務の提供を受ける者は、個別信用購入あっせん関係受領契約に関連して個別信用購入あっせん業者に対して金銭を支払っているときは、その返還を請求することができる。

⑤第一項の規定による個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

⑥第一項の規定は、同項に規定する個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

⑦第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間行わないときは、時効によって消滅する。当該個別信用購入あっせん関係受領契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

第2条（定義）第4項

④この法律において「**個別信用購入あっせん**」とは、カード等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への役務の提供を条件として、当該商品若しくは当該指定権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をするとともに、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者からあらかじめ定められた時期までに当該金額を受領すること（当該購入者又は当該役務の提供を受ける者が当該販売業者から商品若しくは指定権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く。）をいう。

第35条の3の3（個別支払可能見込額の調査）（立替払契約の法令用語の定義のみ抜粋）

個別信用購入あっせん業者は、個別信用購入あっせんに係る購入又は受領の方法により購入される商品若しくは指定権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額を受領に係る契約（以下「**個別信用購入あっせん関係受領契約**」という。）

2. 参照判例

最二判昭42・10・27民集21巻8号2161頁〔百選II第28事件〕

未完成仕事部分に関する請負報酬金債権の譲渡について、債務者の異議をとどめない承諾がされても、譲受人が右債権が未完成仕事部分に関する請負報酬金債権であることを知ってい

た場合には、債務者は、右債権の譲渡後に生じた仕事完成義務不履行を事由とする当該請負契約の解除をもって譲受人に対抗することができる。右債権譲渡前に、〔双務契約により〕反対給付義務が発生している以上、債権譲渡時にすでに契約解除を生ずるに至るべき原因が存在していたものというべきだからである。

最三判平 2・2・20 判タ 731 号 91 頁，判時 1354 号 76 頁

購入者が割賦購入あっせん業者（以下「あっせん業者」という。）の加盟店である販売業者から証票等を利用することなく商品を購入する際に、あっせん業者が購入者との契約及び販売業者との加盟店契約に従い販売業者に対して商品代金相当額を一括立替払し、購入者があっせん業者に対して立替金及び手数料の分割払を約する仕組みの個品割賦購入あっせんは、法的には、別個の契約関係である購入者・あっせん業者間の立替払契約と購入者・販売業者間の売買契約を前提とするものであるから、両契約が経済的、実質的に密接な関係にあることは否定し得ないとしても、購入者が売買契約上生じている事由をもって当然にあっせん業者に対抗することはできないというべきであり、昭和五九年法律第四九号（以下「改正法」という。）による改正後の割賦販売法三〇条の四第一項の規定は、法が、購入者保護の観点から、購入者において売買契約上生じている事由をあっせん業者に対抗し得ることを新たに認めたものにほかならない。したがって、右改正前においては、購入者と販売業者との間の売買契約が販売業者の商品引渡債務の不履行を原因として合意解除された場合であっても、購入者とあっせん業者との間の立替払契約において、かかる場合には購入者が右業者の履行請求を拒み得る旨の特別の合意があるとき、又はあっせん業者において販売業者の右不履行に至るべき事情を知り若しくは知り得べきでありながら立替払を実行したなど右不履行の結果をあっせん業者に帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、購入者が右合意解除をもってあっせん業者の履行請求を拒むことはできないものと解するのが相当である。

最三判平 23・10・25 民集 65 卷 7 号 3114 頁

個品割賦購入あっせんにおいて、購入者と販売業者との間の売買契約が公序良俗に反し無効とされる場合であっても、販売業者とあっせん業者との関係、販売業者の立替払契約締結手続への関与の内容および程度、販売業者の公序良俗に反する行為についてのあっせん業者の認識の有無および程度等に照らし、販売業者による公序良俗に反する行為の結果をあっせん業者に帰せしめ、売買契約と一体的に立替払契約についてもその効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、売買契約と別個の契約である購入者とあっせん業者との間の立替払契約が無効となる余地はない。

3. 本件評釈ごとの各審級に対する評価と特色の対照表（公表年月日順）

評者	賛否	理由	第1審の評価	第2審（最高裁・反対意見）の評価	最高裁（多数意見）の評価	特色
金昌宏	一審判決評釈・賛成	「名義貸し事案」について、改正割賦販売法35条の3の13による個別クレジット契約の取消権（不実告知権）により名義貸与者を全面救済した。(113頁)	「販売業者はあっせん業者の媒介的立場にある」と判示している。(114頁)	—	—	「媒介者の法理」によって、クレジット業者が民法94条2項の第三者に該当しないことを判示したものとして、高く評価している。
金昌宏	二審判決評釈・反対	クレジット会社のもっともらしい主張（保護に値しない購入者の背信行為）に惑わされ「法規の変遷」に十分対応できていない。(125頁)	—	左に同じ	最高裁判決（多数意見）の大きな意義の一つが、強固な反対意見を4対1という大差で否定しきった点にある。(126頁)	高裁で敗訴してから、上告理由が受理され、弁論が行われるまでを詳細に報告している。
宮下修一	二審判決評釈・反対	判断の手法はかなり荒いものであって精緻さに欠けている。	—	—	—	校正中に上告理由が受理され、弁論が再開されたことを知る。
中崎隆・小堀靖弘	懐疑的	本判決では争点となっていないが、割賦販売法2条4項の個別信用購入あっせんの定義では、顧客による商品等の購入が前提となっているところ、名義貸しの場合は、顧客自身による商品の購入が想定されていないため、「個別信用購入あっせん」にそもそも当たらないのではないかと思われる。(5頁)	—	信義則の規定での柔軟な運用が期待されているが、名義貸しをした客に支払い免責を与えて世間を驚かせるのか、そうならないのか、差戻審の判決が注目されるところである。(5頁)	〔顧客に取消権を認めた割賦販売法を〕文言通り適用すれば、名義貸し（詐欺罪）に加担した者を被害者の犠牲のもとに勝たせてしまうという不当な結論を招く事態も出てきてしまう。(5頁)	「支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑をかけない」という文言が、「支払意思」だけでなく、「支払能力」に問題がない点を含意していると最高裁は判決しているようであり、この点が、最高裁と原審との判断の相違をもたらしているのではないかとも思われる。(5頁)
千葉恵美子	賛成	販売業者による告知内容（①契約締結を必要とする事情、②契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、および、あっせん業者の実質的な損害が生じる可能性の有無）は、割賦販売法35条の3の13第1項第	—	反対意見は、確かに、顧客は、売買契約を取り消すことができるが、別個の契約である立替払契約を取り消すことができないはずであり、割賦販売法35条の3の13第1項がこれを認	最高裁・多数意見の判断基準は、クレジット会社と販売業者との間に密接な関係があり、販売業者による不当な勧誘行為により購入者の契約締結に向けた意思表示に瑕疵が生じやすい個別信用購入あっ	売買契約と立替払契約が別の契約であれば、立替払契約の取消しを認めただけでは、顧客のクレジット会社に対する既払金の返還請求権の発生を基礎付けることはできない。クレジット会

評者	賛否	理由	第1審の評価	第2審(最高裁・反対意見)の評価	最高裁(多数意見)の評価	特色
		6号の契約締結の動機に関する重要な事項に当たり、この点について、購入者に誤認があれば、立替払契約の取消しが可能であると判示しているから。(43頁)		めたのは、善意の購入者だけを保護するためであるとしている。(42頁) ←反対	せんの取引構造に起因すると判断している点で、事例判決ではあるが、この点に言及した意義は大きい。(43頁)	社は顧客に代わって販売業者への代金債務を弁済していることから、利得がないとする抗弁が可能であり、かえって、顧客が免責された価値について返還を請求できるはずである。(44頁)
平田元秀	賛成	行政・国会と熟議を尽くして立法した割販法民事ルールの趣旨をしっかりと受け止めようとしている。(139頁)	呉服店「京きものあづま」が運転資金を引き出すために顧客に虚偽の説明を行って行った名義貸しクレジットでありクレジット会社はジャックスとオリコ。(135頁)	差戻審が、割販法の民事ルールの趣旨を受け止めようとする最判の趣旨を理解せず、「私流儀の素朴な正義感」を再び振り回すことにならないよう、しっかりと審理を見守る必要があります。(139頁)	最判の射程では、レアケース(販売店は、実際には資金繰りに窮して、うまいことを言っているが、本当は、クレジットの仕組みを悪用して空クレジットをし、資金を不正に引き出そうと知っている場合など)でない限り、名義貸し購入者も、割販法取消権、同抗弁対抗の保護範囲に入るはずです。(139頁)	立法担当者は、民法準則としての報償責任に基礎を置く消費者契約法5条の媒介の法理を応用し、個別クレジット契約においては販売店が販売契約と与信契約を一体で勧誘している実態に鑑みて、消費者契約法4条、5条の特則となる不実告知等取消権として既払金返還を構成する方法を採用しました。(137-138頁)
城内明	賛成	クレジットの名義貸し事案につき、割販法35条の3の13第1項6号の適用による不実告知取消しを認めた初めての最高裁判決である。 名義貸人は、「販売業者に利用された」とも評価しうるとして、「保護に値しない」ということとはできない」との判断を示す。	Yらのうち28名につき、AがYらに代わり電話を受けて回答したか、Aが同席して監視する中でYらが電話を受け、Aの指示どおりの回答をせざるを得ない状況であったことを認定する。(109頁)	原審は、Aに、YらのXに対する支払を補填する意思が全くなかったということとはできないとして、Aの告知内容に虚偽はないとするが、これは、民法上の詐欺の要件と不実告知取消しの要件を混同するもの。(118頁)	名義貸人の権利行使が制限されるのは、名義貸人が「商法が公序良俗に反するもの」であることを知り、かつ、クレジット契約の不正利用によって信販会社に損害を及ぼすことを認識しながら、自ら積極的にこれに加担したというような背信的事情がある場合」に限られる。(117頁)	池本誠司弁護士より、本判決差戻審における口頭弁論準備書面、および、平田元秀弁護士より消費者法ニュース112号(2017年)に掲載予定の判例評釈原稿の提供を受けている。(118頁)
池本	賛成	個別信用購入あっせん契約の不実		不実告知取消しの規定を	これは、まさに平成20年改正	名義貸しの依頼において、「支

評者	賛否	理由	第1審の評価	第2審(最高裁・反対意見)の評価	最高裁(多数意見)の評価	特色
誠司		告知取消し規定(法35条の3の13)の適用を正面から認める判断として高く評価できる。		消費者保護のための政策判断による規定であるかのように理解している点で個別信用購入あっせんにおける販売業者を媒介者として位置付ける観点が欠落しているものというほかない。(76頁)	の国会審議に沿うものである。「新たに認めた」という記述は、「契約締結の動機に関するものを含め、立替払契約又は売買契約に関する事項」を取消し自由とする点に妥当し、媒介者の法理が適用される点は確認的規定であると解すべきである。(76頁)	払い負担を不要とする旨の虚偽説明が行われ、名義貸し人がこれを誤信した場合は、表示行為と動機を合わせて判断すれば、あっせん業者を害することとなるという認識は存在せず、不実告知取消しが成立するのであるから、販売業者との関係では名義貸人の過失は問題とならない。(77頁)
池本誠司	賛成	二者間の表示責任の捉え方ではなく、媒介者である加盟店の虚偽説明による契約であることを踏まえたうえで信義則違反の認定を行うべきことを求めたものである(79頁)。		「名義貸人は、購入契約が架空のものであり、そのことを認識しながら立替払契約を締結しているのであるから、名義貸人に抗弁権の接続を認めることは、立法の趣旨に沿うものとはいいい難く」として、加盟店による虚偽説明が存在することを捨象して、二者間の表示責任としえ捉える判断構造を踏襲した見解である。(79頁)	媒介者の法理 は、平成13年4月施行の消費者契約法5条に規定されているものであり、割販法平成20年改正において、個別信用購入あっせんの加盟店が媒介者に当たるものという評価を国会審議において明示的に確認したこと、改正割販法に規定がない不除去、退去妨害困惑による契約については割賦販売法5条及び4条の直接適用により個別信用購入あっせん契約の取消しができることも国会審議において明確に確認した。(79頁)	たとえば、販売業者から、資金繰りに窮しているため空クレジット契約を利用することにより立替金を不正取得する趣旨であることを告げられたうえで、名義人が立替金不正取得の仕組みを理解しながら積極的に名義貸しに協力したような「故意の関与型」のケースは、名義貸与の前提事情に何ら誤認がないため、名義人と販売業者との間でも不実告知取消し事由が存在しない。(79-80頁)
岡田愛	賛成	私見は、割販法35条の3の13第1項6号の不実告知に契約締結の動機も含むとし、名義貸しの場合でも名義貸主の取消権行使が認められるとする最高裁の多	一審は、媒介者の法理に沿った解釈がなされたといえる。	本事案ではYらは後日Aから魚やタバコ、バッグなどを受け取っているが、これは名義貸しの対価として評価すべきではな	本件は、割販法35条の3の13第1項6号「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に、契約締結の動機も含まれる旨判示し	名義貸主らは、仮に、資金調達のための空クレジットであるということを知っていたのであれば、おそらく名義を貸すことはなかったと

評者	賛否	理由	第1審の評価	第2審(最高裁・反対意見)の評価	最高裁(多数意見)の評価	特色
		数意見に賛成である。(98頁)		く、ローンを組みめない高齢者を助けたことによるお礼として受け取っており、むしろ誤認をしていたことを示す事実であると評価すべきである。(105頁)	た、はじめての最高裁判決である。本件取引は、いわゆる名義貸しによる架空取引であったが、そのような場合であっても名義貸主が立替払契約の取消しを主張しようとした。(96頁)	思われる事案であり、何のための立替払契約であるかという点における不実告知も、6号の「判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に含まれるべきである。(103頁)
丸山絵美子	賛成	名義貸しのリスクを全面的に消費者に負わせることでは、名義貸しを減らすことにはならないと考える。(41頁)		購入者によるリスク引き受けがあるような場合は、販売業者による不正な資金調達のための立替金取得であると認識しつつ加担したような場合であり、販売業者の迷惑をかけるという言葉があったとしても誤認はないと判断される。(41頁)	本判決は、割賦法35条の3の13第1項6号の趣旨を確認し、その解釈を示したはじめての最高裁判決である。そして、いわゆる名義貸しの方法で締結された立替払契約であっても、割賦販売業者の不告知について割賦法同条の適用があるとした点で、事例判決ではあるが、注目すべき判決である。(39頁)	〔学説の整理が見事である〕(40頁)
大森直哉	賛成					〔前最高裁判所調査官による判例解説である〕
新堂明子	賛成	本判決は、誤認の有無を審理させるため差戻しをした。 差戻審は、不実告知の有無以外の、誤認の有無、意思表示との因果関係の有無、あるいは、取消しの主張が信義則に反するかを購入者ごとに検討する中で、その背信性の有無を判断することになる。(68頁)	—	不実告知の有無を主観的に判断したが、告知内容が不実であったかについては客観的に判断すべきであり、詐欺の有無の判断と混同していると指摘されている。(68頁)	本判決は、割賦法35条の3の13第1項6号の適用可否を決するに当たって、名義貸し事例には様々なものがあり、それらの態様や事情を取り込んで判断することを認めた点、また、購入者の背信性をどの要件で検討するかに関して判断の大枠を示した点に意義がある。(68頁)	規定自体は抗弁事由を何ら限定しておらず、これを文理解釈すれば、原則対抗可能だが、対抗することが信義に反するときは、対抗不能という立場に立つことになる。 名義人の関与態様により名義貸し事例を類型化し、あつせん業者をだまして利益をあげる意図でなした場合に限って信義に反すると考える

評者	賛否	理由	第1審の 評価	第2審(最高 裁・反対意見) の評価	最高裁(多数意 見)の評価	特色
						ことになる。(68 頁)
後藤 巻則	賛成	販売業者を立替 払契約の媒介受託 者と捉えれば明快 な結論が導かれる というわけではな く、当該名義貸し の事案に即したき め細かな判断が必 要であるが、本件 の事案に関してい えば、最高裁の多 数意見に説得力が あるように思われ る。(166頁)	—	名義貸しは、 購入契約が架 空であること について名義 貸人の容認な い少なくとも も認識がある 場合であるか ら、名義貸し の事案につき、 原則的には不 実告知に基づ く意思表示の 取消しは認め られないこと になる。(165 頁)	本件における 最高裁の多数 意見、反対意 見、原判決の それぞれを支 える基本的な 考え方には、抗 弁権の接続と 既払金の返還 請求に共通し た見方の対立 があり、いず れの点について も原判決を破 棄した本判決 の意義はきわ めて大きい。 (166頁)	本判決の文言 によると、販 売業者を直接 に立替払契約 の媒介受託者 と捉えてい るわけではない。 しかし、本条 1項6号のあ るべき解釈と しては、その 立法趣旨に忠 実に、販売業 者を媒介受託 者と捉えるこ とが適切であ る。(165頁)
堤 健智	賛成	販売業者による 不当勧誘について あっせん業者が コントロールでき るなどの事情が ある場合には本 件規定の適用が 正当化されると 考えているので はないか。 (298頁)	—	—	本判決につ いては、事例判 断でない事例判 断であるとする 見解が多い。そ もそも本件規定 は個別信用購入 あっせんのみを 対象とする条文 であり、他の類 型への(類推)適 用は容易でない と考えられる。 (301頁)	多少厄介なの は、「迷惑を掛け ない」旨の言辭 が購入者のリス クに関するもの であるとともに 、あっせん業者 に損害が生じる 可能性に関する ものでもあると 考えられる。一 般的にも、これ ら2つの点は必 ずしも毛別で きるものではな かろう。(300 頁)
栗 原由 紀子	賛成	加盟店によるク レジットシステムの 悪用防止の責任 は、信販会社に あるという点を 踏まえた判決と いうことができる。 (99-100頁)	—	—	個別クレジット 契約に際して 名義貸しがな された場合とい えども、名義貸 し人は保護され べき購入者とし て認められた。 (98頁)	名義貸しによ る架空売買に よるリスクを 信販会社が負 うという判断 のなされた、 画期的な判決 であった。(98 頁)
滝 沢昌 彦	賛成	販売業者と信販 会社との間に密 接な関係がある という立替払契 約の構造から、 販売業者の行 為によるリスク を信販会社に 負担させる趣旨 であろう。(113 頁)	—	保護に値し ない購入者の 背信行為によ り立替払契約 が結ばれたと いえる。	名義貸の依頼 が割戻法35条 の3の35の13 第1項6号の 告知が不実告知 に該当するとし 、従来あまり 論じられてい なかつた手法 により名義貸 人を救済しよう とするもので、 注目される。 (113頁)	いかに購入者 の承諾があつ たとしても本 件においては 販売業者に「 利用」されて いる点が決 め手になって いる。(113 頁)

評者	賛否	理由	第1審の 評価	第2審(最高 裁・反対意見) の評価	最高裁(多数意 見)の評価	特色
加賀山茂	賛成 (理由は異なる)	<p>信販会社が設計した個品割賦購入あっせんは、原点としての割賦販売、および、その発展途上のローン提携販売とは異なり、販売業者の不正行為の責任を販売業者ではなく、購入者に転嫁している点で欠陥を有している。</p> <p>クレジット会社の加盟店である販売業者の不正行為については、クレジット会社が責任を負うべきであり、顧客に責任を転嫁することは許されない。</p> <p>販売店の不正行為に購入者が巻き込まれた場合には、購入者は販売業者との間の抗弁をもって、信販会社に対抗できると考えるべきである。</p>	<p>割賦販売法の解釈としては、問題がないが、最後に、信義則の問題に転化した点については、一般条項への安易な逃避として賛成できない。</p> <p>民法を適用するのであれば、民法総則、債権総論、契約総論、契約各論の規定を先に適用すべきである。</p>	<p>販売業者の不実告知の問題に関しては、販売店は、「名義貸し人に迷惑を掛けない」という意図もあり、破産するまで、名義人に弁済を継続したのであるから、この点については、不実告知とはいえないとの判断は一面の真実ではある。</p> <p>この点について、不実告知でないからこそ、表示(支払い義務を負う)と、真意(支払い義務を負わない)とが食い違っており、民法94条の虚偽表示状態が長きにわたって継続したのである。</p>	<p>一審判決同様、販売店の告知を割賦販売法35条の3の13(個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)1項6号の「購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」と判断したことは正当である。</p> <p>しかし、一審判決同様、最終的な判断を信義則に委ねた点は賛成できない。</p> <p>民法を適用するのであれば、民法総則、債権総論、契約総論、契約各論の規定を先に適用すべきである。</p>	<p>個別信用購入あっせんにおける立替払契約について、その原点である割賦販売の分割支払いを逸脱し、購入者が販売店への一括弁済を依頼するというのは、虚構であると判断し、信販会社の真意は、購入者ではなく、資金繰りに窮する販売会社に対する融資に過ぎず、その実体は、割賦代金の買い取りによる販売業者への融資であり、それは、要約者を販売業者、諾約者を購入者、受益者をクレジット会社とする「第三者のためにする契約」であると構成することによって、原点である割賦販売契約と同等の責任の配分が実現できる。</p>